

# IFRS 第6号 鉱物資源の探査及び評価

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となるIFRSsを含み、置き換えられる予定のIFRSは含まれない。

この抜粋は、IFRS財団のスタッフが作成したものであり、IASBの承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳はIFRS財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

本基準の目的は、鉱物資源の探査及び評価に関する財務報告を定めることである。

探査及び評価に関する支出とは、鉱物資源の採掘の技術的な実行可能性と経済的実行可能性が立証可能となる以前の、鉱物資源の探査及び評価に関連して、企業に発生する支出をいう。鉱物資源の探査及び評価とは、企業が特定の箇所で探査を行う法的権利を取得した後の、鉱物、石油、天然ガス及び類似の再生不可能な資源を含む鉱物資源の調査、及び鉱物資源の採掘の技術的実行可能性及び経済的実行可能性に関する判断をいう。

探査及び評価資産とは、企業の会計方針に従って資産として認識される探査及び評価に関する支出をいう。

本基準の主な特徴は次のとおりである。

- (a) 企業が、IAS第8号第11項及び第12項の定めを個別具体的に検討することなく、探査及び評価資産に関する会計方針を決めることを容認する。つまり、IFRS第6号を採用する企業は、本基準を適用する直前まで適用していた会計方針を引き続き適用することができる。
- (b) 事実と状況から、資産の帳簿価額が回収可能金額を超過すると示唆される場合には、探査及び評価資産を認識する企業は、当該資産に関し減損テストの実施が要請される。
- (c) IAS第36号における減損損失の認識とは異なるが、いったん、減損損失が特定された場合には、IAS第36号に準拠して減損損失を測定する。

企業は、探査及び評価資産の減損を判定するために、探査及び評価資産を資金生成単位又は資金生成単位グループに配分する場合の会計方針を決めなければならない。探査及び評価資産が割り当てられる資金生成単位又はグループは、IFRS第8号「事業セグメント」に準拠して決定される営業セグメントより大きいものであってはならない。

事実と状況から、探査及び評価資産の帳簿価額が回収可能金額を超過すると思われる場合には、そのような探査及び評価資産については減損の評価をしなければならない。事実と状況から、探査及び評価資産の帳簿価額が

回収可能金額を超過すると思われる場合には、企業は、IAS 第 36 号に準拠して、減損を測定し、表示し、開示しなければならない。

次の事実及び状況の 1 つないしは複数が存在する場合には、企業は、探査及び評価資産について減損の判定をしなければならない（次の事実と状況がすべてを網羅しているわけではない）。

- (a) 企業が特定の箇所を探査できる権利を有している期間が、その期間で終了するか又は、近い将来に終了する予定であり更新が期待されていない。
- (b) 特定箇所の鉱物資源の、さらなる探査及び評価に関する実質的な支出に対する予算が立てられておらず計画もされていない。
- (c) 特定箇所の鉱物資源の探査及び評価を行っても、鉱物資源の経済的実行を可能とする数量の発見につながらず、企業は、特定箇所のそうした活動の廃止を決定している。
- (d) 特定箇所の開発が進められていく可能性は高いが、探査及び評価資産の帳簿価額が、開発が成功しても、又は販売されても、完全に回収される可能性が少ないことを示す十分なデータが存在する。

企業は、鉱物資源の探査及び評価により生じる、財務諸表に認識される金額を特定し、その説明に関する情報を開示しなければならない。